

精神保健福祉士の養成の在り方等 に関する主な意見を踏まえた 課題や論点について

主な意見を踏まえた課題や論点（目次）

1) 精神保健福祉士に求められる役割について

課題(1) 求められる主な役割や新たな役割の見える化に関する課題

課題(2) 多職種との連携・協働における役割の明確化に関する課題

2) 精神保健福祉士の養成の在り方について

課題(1) 精神保健福祉士のカリキュラムの構造や科目体系に関する課題

課題(2) 精神保健福祉士の養成課程で必要となる教育内容等に関する課題

課題(3) 多職種との連携・協働を踏まえた教育内容等に関する課題

課題(4) 教育内容等の全体に関わる用語の統一や定義の明確化に関する課題

課題(5) 科目毎の教育内容等に関する(基礎科目)(専門科目)

3) 演習・実習及び教員等の在り方について

課題(1) 学習・教授方法及び演習等で学ぶべき内容に関する課題

課題(2) 実習の「内容、時間、場所、記録」など質の担保に関する課題

課題(3) 実習指導の工夫や充実に関する課題

課題(4) 教員等の要件や在り方等に関する課題

課題(5) 実習指導者講習会及び教員養成講習会に関する課題

4) 基礎教育と卒後教育の役割及び継続教育の在り方について

課題(1) 基礎教育と卒後教育の役割の明確化に関する課題

課題(2) 継続教育の必要性や仕組みづくりに関する課題

課題(3) 研修やスーパービジョンなど継続教育の内容・方法に関する課題

1) 精神保健福祉士に求められる役割について

課題(1)

求められる役割や新たな役割の見える化に関する課題

<主な論点>

- ① 前回の見直しにおいて、既に「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法など取り巻く環境の変化に応じて、その役割の在り方等も見直しされたことを踏まえつつ、それ以降の状況等の変化に応じて、具体的な内容の確認・更新や新たな役割の追加を行う必要がないか。
- ② 「求められる役割」の検討に際して、その抽象度や階層等を整理しながら検討する必要がないか。
(※対象や課題、レベル等によって、その内容は大きく異なるのではないか。)
(※特に業務については、「広義」と「狭義」で分けて議論する必要がないか。)
- ③ 「役割」や「業務」について検討する際には、「価値/理念、倫理/責務、視点」などを踏まえつつ、求められる「機能、技能/技術、理論/知識」などについて、それらの定義も含めて整理する必要がないか。

課題(2)

多職種との連携・協働における役割の明確化に関する課題

<主な論点>

- ①他職種も広義の「ソーシャルワーク」を行うものであるという潮流を踏まえて、精神保健福祉士が専門職としてアイデンティティーを確立するためにも、そこにおけるコンピテンシーを明確化することや、高いスキルを身につける教育・人材育成の在り方について検討する必要があるか。
- ②今後の他職種とのボーダレス化を見据えて、多職種連携のあり方や新たなモデルを提示する必要があるか。
- ③対象となる当事者が主体であることを基本としつつ、「地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現の担い手」が有機的に作用し合うよう調整することが精神保健福祉士の役割であることを踏まえて、その具体的な機能等について整理する必要があるか。
- ④他職種等も担いうる「相談支援専門員」、「サービス管理責任者」、「退院後生活環境相談員」、「児童福祉司」等の各法令等に規定される者と、精神保健福祉士との関係や役割を整理する必要があるか。
- ⑤多職種との連携・協働においては、精神保健福祉士の役割を明確にした上で、自らその役割を平易に説明できることや、自らその周知に努めることに加えて、他職種・他機関の役割や特性等について理解しておくことが重要でないか。

2) 精神保健福祉士の養成の在り方について

課題(1)

精神保健福祉士のカリキュラムの構造や科目体系に関する課題①

<主な論点>

- ①ソーシャルワークのグローバル定義に「専門職であり学問である」とあるとおり、養成課程における教育内容等を学問として位置づけて、学問体系を整理する必要がないか。
- ②カリキュラムの構造や科目の体系を考えることの前提として、精神保健福祉士に求められる役割の整理とコアコンピテンシーの明確化、養成課程において基軸となる教育目標を明確にすることが必要ではないか。
- ③科目間の重複を整理した上で、精神保健福祉士の専門的な内容を深化させる必要がないか。
- ④どの養成区分で教育を受けても、専門職として、ソーシャルワークの価値と理論に関する理解・教育を担保できるようなカリキュラムの構造、教育内容の均衡を図る必要がないか。
- ⑤大学では1年間で登録できる単位の上限設定(CAP制)など全体に共通するようなカリキュラムの縛り等があり、教育全体の制度や課程との整合性を図りながら検討する必要がないか。

課題(1)

精神保健福祉士のカリキュラムの構造や科目体系に関する課題②

<主な論点(つづき)>

- ⑥サービス論とシステム論を別々に教えていることについて見直す必要がないか。
- ⑦演習－実習指導－実習での連続性のある教育内容等となるよう検討すると共に、講義を中心とする科目においても実践能力に繋ぐような教授方法を検討する必要がないか。
(※精神保健福祉士のカリキュラムにおけるアクティブラーニングの在り方についても検討することが必要ではなか。)
- ⑧安易に科目数を増やすことや履修時間数等を増やすことに拘泥することなく、精神保健福祉士の真の価値や理念、責務、ソーシャルワークの基盤となる視点、機能、理論などが精神保健福祉士の養成において浸透するような見直し内容とする必要がないか。
- ⑨精神保健福祉士と社会福祉士の両方の資格を志す学生が習得・資格取得しやすいような、共通科目の設定や整理を検討する必要がないか。
- ⑩対象や課題の拡大・複雑化を踏まえつつも、対象者別支援や制度理解への幅を広げるのではなく、養成課程においてはスペシフィックよりもジェネリックな内容やカリキュラムの構造に配慮することが重要でないか。

課題(2)

精神保健福祉士の養成課程で必要となる教育内容等に関する課題

<主な論点>

- ①「養成課程において求めるべき知識や技能」とは何かを整理した上で、現行のカリキュラムにおいてそれが明確化できているか、網羅できているかを確認にする必要があるか。(※その上で、盛り込む又はスリム化するのが妥当。)
- ②制度や政策、サービスを中心とした現行の教育内容から、精神障害者の歴史など精神保健医療福祉の各法制度の背景や変遷、理念や概論を中心とした教育内容が基軸となる(一体的に学ぶ)よう見直しを行う必要があるか。
- ③また、養成課程においては、精神保健福祉士に将来的に財産となる「生命や個人の尊厳」などの人権意識、人間の心(こころ)と身体(からだ)に関する理解、社会の構造・仕組みを読み解き理解する力、クライアントに寄り添う心などを育むことに重点を置いた内容とする必要があるか。
- ④まずは、共通科目及び専門科目という概念は一度取り払った上で、精神保健福祉士の養成に必要な教育内容等は何かということについて純粹に検討する必要があるか。(※その上で、ソーシャルワーク専門職の基盤となる科目・教育内容を検討する必要。)
- ⑤社会学、法学、医学、心理学などの基礎的な学問・科目は、実践能力や論理的な思考の基盤として必須であるため、内容や科目の見直しが必要ではないか。

課題(3)

多職種との連携・協働を踏まえた教育内容等に関する課題

<主な論点>

- ①多職種との連携・協働においては、精神保健福祉士の役割を明確にした上で、自らその役割を平易に説明できることや、自らその周知に努めることに加えて、他職種・他機関の役割や特性等について理解しておくことが重要ではないか。
- ②多職種との連携・協働については場面や状況等によって大きく異なるため、全てを養成課程において教育することは困難であり、基礎教育と卒後教育で分けて整理する必要があるか。
- ③精神保健福祉士の活動する分野を踏まえ、司法や教育の分野等との連携についても学ぶ必要があるか。

課題(4)

教育内容等の全体に関わる用語の統一や定義の明確化に関する課題

<主な論点>

- ①精神保健福祉に関する用語の日本語訳の統一化、定義の共通化や明確化などを行うことを意識しながら、教育内容等の見直しを行う必要があるか。
- ②狭義の相談援助の範疇を越えた展開であり、必要に応じて使用する用語を「相談援助」ではなく「ソーシャルワーク」とすることも検討する必要があるか。

課題(5)

科目毎の教育内容等に関する課題①(基礎科目)

<主な論点>

- ①「医学」については、基本的な解剖学も必要ではあるが、対象理解や支援の基礎となる生理学や病態生理が特に重要でないか。
- ②また、人と環境との関わりや健康の概念など公衆衛生学的な側面から医学を理解しておくことも、地域やコミュニティも対象とする観点から重要ではないか。
- ③「精神疾患とその治療」など精神医学の科目では、基本的な疾患や臨床用語、症状や経過に関して知識や理解が不足しているため、内容の充実させる必要がないか。
- ④「心理学理論と心理的支援」については、人間理解の基盤となるため内容を充実させる必要がないか。特に発達心理学や認知心理学の観点は重要ではないか。
- ⑤「社会学」については、社会保障のみならず、社会全体の構造や機能を学ぶという観点からも重要であり、前回の見直しで抜け落ちているところがないかなど確認する必要がないか。
- ⑥かつての「法学」が廃止されたことについては、基盤となる理念や概念を理解し、法制度に基づく社会的資源を支援やサービスとする職種において、法学の基本的知識、法的体系や法の原理・原則を学ぶことは重要ではないか。

課題(6)

科目毎の教育内容等に関する課題②(専門科目)

<主な論点>

- ①かつての「社会福祉原論」や「精神保健福祉論」などのような専門職としての基盤となる科目を設定し、価値や理念、関連する法や施策の変遷・体系を一体的に学ぶことや、その背景や課題を抱える者の生活とどのように関係するかなどと併せて学ぶ必要がないか。
- ②障害者又は精神障害者の歴史や背景については、相談援助の基盤となるため重要である一方、かつての「障害者福祉論」である「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」については、他の科目との重複が目立つため整理する必要がないか。
- ③「精神保健福祉に関する制度とサービス」については、医療保険や社会調査に関する内容など「保健医療サービス」や「社会保障」などの共通科目や、社会福祉士の専門科目とも重複する部分が多くあり整理する必要がないか。
- ④精神障害者をもつ親や子ども(児童福祉)、認知症とその家族への支援(高齢者福祉)、生活保護における精神障害を有する被保護者への支援(公的扶助)などの各論も重要であり専門科目の内容を充実化、または共通科目化するなど検討する必要がないか。また、現代社会の特徴から、家族支援、高齢者や児童・思春期の分野への理解と協働などの学びを充実させる必要がないか。

3) 演習・実習及び教員等の在り方について

課題(1)

学習・教授方法及び演習等で学ぶべき内容に関する課題

<主な論点>

- ①「獲得としての学習」(知識を獲得することによる学習)から「参加としての学習」(活動への参加による学習)へのパラダイムシフトが必要ではないか。
- ②現場の職員等を講師として活用すること、セルフヘルプグループなど当事者の話を聴くこと、集団療法やグループワークや現場施設を見学することなど、演習や見学実習などの工夫、アクティブラーニングの充実も必要ではないか。
- ③1人の学生が実習で経験できる施設・範囲は限られるため、実践的な演習を充実させ、多彩な現場を演習で具体的に教えるよう工夫する必要があるか。
- ④養成課程の入学当初から現場職員との交流の機会を作ること、演習や実習又は教員を通して「精神保健福祉士という仕事の魅力」を伝えられるよう見直すことが必要ではないか。
- ⑤実習では経験できない「電話相談」など、一方で現場で直ぐに必要となる一般的な技能や相談援助の技術について、演習等で学ぶよう工夫する必要があるか。
- ③コミュニケーション能力に乏しい者やストレス耐性が低くすぐに退職する者も多いため、対人スキルを身につけられるよう工夫する必要があるか。

課題(2)

実習の「内容、時間、場所、記録」など質の担保に関する課題

<主な論点>

- ①ケアマネジメント、組織マネジメント、グループワーク、コミュニティワークを実習で学ぶ必要があり、それら役割の多様性に対応できるように、分けて単位を配置することも検討する必要があるか。
- ②実践能力を身につけることは重要であるが、単に実習時間を増やすことで身につくものではないため、実習の目的や内容を明確にして質を担保することを優先として見直す必要があるか。
- ③実習時間を増やすことは現場の負担になることも考慮すべきであり、教育と現場の融合を図り、学生－教員－実習指導者が三位一体となるような質の担保や充実への工夫が優先ではないか。
- ④社会福祉士との実習時間の読替えについて、質を担保しつつ両資格の取得促進や効率化を図ることができるような実習内容・方法、免除される時間数の不均衡を是正する仕組みも検討する必要があるか。
- ⑤実習受け入れ機関(場所)については、一定以上の入退院数がある医療機関とする、統合失調症や認知症等を一般的に扱える病院とする、多様な疾患が見られるようにする、など実習の質を担保する必要があるか。
- ⑥実習記録が養成校毎にばらばらで現場としては非常に厄介であり、少なくとも都道府県単位で統一化する必要があるか。

課題(3)

実習指導の工夫や充実に関する課題

<主な論点>

- ①学習者のアイデンティティに多大な影響を与えるのが「参加としての学習」であるといわれ、「実習指導」がこれにあたることから、実習指導及び実習の意義がソーシャルワーカーとしてのアイデンティティの確立に不可欠であり、時間の確保とともに、その質を高めていく必要がある。
- ②実習時間を増やすことよりも、実習指導において、ア. 計画を丁寧に立てること、イ. 実習後の振り返りを丁寧に行う(現場での体験や振り返りを受け継ぎ、理解や考察を深める)こと、ウ. (1人の学生が経験する事例は限られるため)他の事例を共有するような方法を充実させること、などが有効・重要ではないか。
- ③実習前に、座学の内容等を中心に評価するような仕組みを検討する必要があるか。
- ④精神保健福祉士の専門性は動きを見ているだけでは理解できないため、現場を見て聞いて体験する以上にその要は「振り返り」にあり、「見て聞いて行ったことの意味付けをすること」や「行為の意図を考えること」が重要になるのではないか。
- ⑤実習指導者との振り返り以上に、教員が現場と連動して事前事後の学習を丁寧に行うことを充実させる必要があるか。

課題(4)

教員等の要件や在り方等に関する課題

<主な論点>

- ①演習・実習担当教員は、精神保健福祉士として相談援助経験5年以上で講習会を受講した者とするとはどうか。
- ②教員については、精神保健福祉に係る学会や研修会に参加することや、対応困難な症例などについて意見交換を行うなど、自己研鑽に努めるような仕組みを検討する必要があるか。
- ③「現場経験のない研究志向の教員の割合が高くなり、実習指導における教員と指導者との有機的な連携が保てない」、「教員が余り実習生を知らないで実習巡回に来る」といった状況の対策も検討する必要があるのではないか。
- ④かつての「医学」に関連する各科目については、病態生理や精神病理(合併症となる身体疾患や精神疾患の理解)、臨床薬理(薬理そのものより治療における精神薬理など)が教育内容として明確化され、専門医等がその科目を担当すべきではないか。

課題(5)

実習指導者講習会及び教員養成講習会に関する課題

<主な論点>

- ①学生に知識と思考力とを両立して教育するには教員の教育力(教授法開発)が必須であり、現在の各講習会の対象拡大や内容の充実・強化を行う必要がないか。
- ②講習会受講による実習指導者には他分野の教員も含まれ、社会福祉や精神保健福祉専門職以外の教員についても、その講習会の内容等が同等でよいか検討する必要があるか。
- ③実習の質の向上の観点から、実習指導者の資格は5年更新制として、継続研修の受講を義務付ける等としてはどうか。
- ④実習指導者講習会と教員養成講習会について、必要な部分は重なった講義内容とするなどカリキュラム見直す必要があるか。
- ⑤実習後に「教員が各学生の個別の体験をどれだけ一般化させてカリキュラム全体における知識や技術の理解・習得に落とし込んでいくか」という教育が欠かせないため、現行の教員の要件や教員講習会についてもう少し手厚くする必要があるか。

4) 基礎教育と卒後教育の役割及び継続教育の在り方について

課題(1)

基礎教育と卒後教育の役割の明確化に関する課題

<主な論点>

- ①ソーシャルワークの領域は拡大傾向にあるが、各専門分野で目の前の実践に直結するスペシフィックな知識や技術が希求されているが、これらスペシフィックな展開を後押しするのは紛れもなくジェネリックな知見である。よって、ソーシャルワークの価値・歴史・世界的動向・本質的な知識と技術、本質的理論や共通基盤を養成課程で押さえる必要がないか。
- ②多職種との連携・協働という観点では、他職種と連携する場面として保健・医療・福祉にとどまらず、司法、教育、産業・雇用等の分野に広がっており、円滑な連携を進めていくには、各分野を体系的に整理して理解し、各歴史(文化)や業務に関する知識が必要であるが、養成教育で全てを教育すべきではない。
- ③現任の精神保健福祉士、新人、中堅、指導者、管理者等のそれぞれのレベルで整理する必要がないか。また、それぞれに求められる役割は壮大であるが、そのまま養成課程の教育内容に反映させている状況は非常に無理があるのではないか。

課題(1)

継続教育の必要性や仕組みづくりに関する課題

<主な論点>

- ①資格取得の段階は必要最低限の知識の習得レベルであり、その後の継続教育や生涯学習が不可欠であり、職能団体等の生涯学習制度や各種研修はあくまでも任意で研修等に参加しない者こそ学習が必要であることを踏まえ、卒後教育や継続教育といった仕組みづくりを検討する必要があるか。
- ②就業先の規模や分野によって配置人数が1人または少数のこともあり、個人、事業所、法人、地域あるいは職能団体等、どこに就職しても卒後に継続して学べる環境や仕組みが必要ではないか。
- ③研修を受けないと一定の業務(退院後生活環境相談員など法制度や診療報酬上の必置上の業務、各種審査会や精神保健参与員など)には就けないような仕組みが必要ではないか。
- ④福祉職は、相談支援専門員、サービス管理責任者等、地域を基盤として人材育成を行うことを念頭にした研修カリキュラムが既にある、これらのなかで研鑽することも期待した検討が必要ではないか。
- ⑤多くは同職種に囲まれて仕事をしておらず、最小人数の配置が顕著である場合など配属先での教育機会の確保が困難な状況にあり、職能団体等による研修やスーパービジョンによって質の確保を行う必要があるか。

課題(1)

研修やスーパービジョンなど継続教育の内容・方法に関する課題

<主な論点>

- ①スーパービジョンは結果にスーパーバイザーが責任を負うものであり契約が不可欠となるため、契約支援やマッチングを行う機能としてスーパーバイザーの養成とスーパービジョンの仕組み作り等を検討する必要があるか。
- ②養成校が一定期間、卒業生のスーパービジョンを行う仕組みなどを検討する必要があるか。
- ③ソーシャルワークに求められる領域は拡大傾向にあり、LGBTに対する支援や滞日外国人支援なども挙げられ、職能団体等などを中心に各分野に専門特化した教育の充実を図っていく必要があるか。
- ④卒後教育の認定の仕組みとして、(社会福祉士の職能団体による)認定社会福祉士・上級認定社会福祉士の認定のしくみがあるが、精神保健福祉士の職能団体による卒後教育とその認定について連動化・あるいは一部一体化していくことはできないか。(※現状では両資格を持つ現任者が両方の認定を取るべく研修を受けていくのは困難なため。)
- ⑤変化の著しい法制度は養成課程で詳細に学ぶ必要があるが、現場では法制度に基づく諸手続が適切にできるかが最初に業務評価される点であり、職場や職能団体等による卒後教育の体制を整えて誰もが必ず受講しなければいけないというような仕組みも必要ではないか。